

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の世界的流行に伴い、我が国経済に未曾有の事態が生じた。中小企業・小規模事業者を取り巻く環境も大きく変化し、甚大な影響が出ている。２０２１年版中小企業白書によると、中小企業・小規模事業者の業況や業績、設備投資の状況は、感染症流行による経済社会活動の停滞により２０２０年前半に悪化し、その後、回復傾向が見られたものの、コロナ禍前の状況には至っていない。今後も感染症の影響による厳しい状況が続くものと見込まれる中、中小企業・小規模事業者は、災害時の危機管理や事業承継、労働生産性向上など、多様な経営課題に対応することが求められている。

この状況を踏まえ、東京都は、都民の定住確保、中小企業の支援及び過重な負担の緩和等を目的として、「小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置」、「小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置」及び「商業地等に対する固定資産税・都市計画税負担水準の上限引下げ措置」を実施しているところである。

これらの軽減措置が廃止となれば、区民の生活や中小企業・小規模事業者の経営は更に厳しいものとなり、ひいては地域経済の活性化や厳しい状況にある景気に更なる影響を及ぼすことにもなりかねない。

よって、本区議会は、東京都に対し、下記事項について令和４年度以降も継続するよう強く求めるものである。

記

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を２分の１とする軽減措置
 - 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を２割減額する減免措置
 - 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を６５％に引き下げる減額措置
- 以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和3年10月21日

江東区議会議長 榎 本 雄 一

東京都知事 宛て